

奈良県魅力ある観光地づくり推進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、本県が有する歴史・文化等の観光資源を活用した魅力ある観光地づくりを推進し、戦略的な観光施策の展開を図るため、市町村等に対し、本県における魅力ある観光地づくりに資する事業に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 観光拠点情報・交流施設

主要な観光地等における観光拠点に関する情報提供や、観光拠点に関連した交流機会（体験・学習等）の提供を目的とした施設であって、不特定多数の観光客が随時かつ快適に利用できる施設のことをいう。ただし、商業施設、劇場、レジャー施設、スポーツ施設、遊技場その他これらに類する施設で営利を目的とする企業が運営するものを除く。

(2) 観光スポット

主要な観光地において既に集客力がある（又は見込むことができる。）施設をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、魅力ある観光地づくりに資する以下の事業であって、知事があらかじめ事業計画について認めたものとする。

(1) 誘客促進（プロモーション）・販売促進（キャンペーン）などの取り組み

(2) 通訳ガイドの育成

(3) 観光産業人材の育成

(4) 地域の特徴を活かした有料体験メニューなどの企画・造成

(5) 地元食材を活用したメニュー、土産物の開発

(6) 観光拠点情報・交流施設の機能強化

(7) 観光案内所の機能強化

(8) 公衆トイレの整備及び機能強化

(9) 無料公衆無線LAN環境の整備

(10) 「手ぶら観光」の整備及び機能強化

(11) 多言語観光案内標識の整備

(12) 地域における多言語対応、先進的な決済環境の整備

(13) 観光スポット等でのバリアフリー化促進

2 前項の規定にかかわらず、県が出資、補助等を行っている事業は補助対象としないものとする。

(補助対象事業者等)

第4条 各事業の補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象事業者」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 市町村
- (2) 複数の市町村で組織する広域連携団体
- (3) 市町村及び観光関連事業者で組織する実行委員会・協議会等の連携団体

2 各事業の補助を受けるための要件(以下「補助要件」という。)、補助金の交付の対象となる経費(消費税及び地方消費税の額を除く。以下「補助対象経費」という。)等は、別表2-1から別表2-13のとおりとする。ただし、次に掲げる経費を除くものとする。

- (1) 補助対象者の運営にかかる経常経費(事業経費と明確に区別できない光熱水費を含む)
- (2) 人件費
- (3) 食糧費
- (4) 土地の取得に要する経費
- (5) 補助対象事業者の構成員等に対する謝金及び旅費
- (6) 施設等の維持管理に要する経費
- (7) 各号に掲げるほか、補助することが適当でないと認められる経費

(補助金の額)

第5条 各事業における知事が交付する補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費から国庫補助金、地方公共団体又は民間団体からの補助金、助成金等の収入及び補助対象事業の実施により得られた入場料等の収入を除いた額に3分の1を乗じた額(千円未満の端数があるときは、端数を切り捨てた額)以内とする。ただし、当該金額が別表2-1から別表2-13の補助上限額を超える場合には、当該補助上限額とする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、奈良県魅力ある観光地づくり推進補助金交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(第1号様式 別紙1-1 別紙1-2)
- (2) 収支予算書(第1号様式 別紙2)
- (3) 国へ提出した要望書及び添付書類の写し(該当がある場合)
- (4) 国へ提出した交付申請書及び添付書類の写し(該当がある場合)
- (5) 国庫補助金の交付決定通知書の写し(該当がある場合)
- (6) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第7条 知事は、前条に規定する申請書等の提出があった場合において、審査の上、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、当該申請者に対し、書面により通知するものとする。

2 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認める場合には、必要な条件を付けるものとする。

(申請の取下げ)

第8条 前条第1項の規定による決定を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、同項の規定による交付の決定を受けた日から30日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(変更等の承認の申請)

第9条 補助事業者は、規則第5条第1項第1号の承認を受けようとするときは、速やかに奈良県魅力ある観光地づくり推進補助金変更承認申請書(第2号様式)に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業計画書(第2号様式 別紙1)
- (2) 収支予算書(第2号様式 別紙2)
- (3) 変更内容の概要がわかる書類
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 補助事業者は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、奈良県魅力ある観光地づくり推進補助金事業中止(廃止)承認申請書(第3号様式)を知事に提出しなければならない。

(軽微な変更)

第10条 規則第5条第1項第1号の知事が定める軽微な変更は、補助対象経費の20パーセント以下の増減とする。ただし、補助対象経費が増加する場合には、増加割合にかかわらず別途協議が必要。

(指示及び検査)

第11条 知事は、補助事業者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

(状況報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、奈良県魅力ある観光地づくり推進補助金実績報告書(第4号様式)に、次に掲げる書類を添えて、当該補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は別表2-1から別表2-13の事業実施期日のいずれか早い日までに、知事に報告しなければならない。

- (1) 事業報告(第4号様式 別紙1)
- (2) 収支決算書(第4号様式 別紙2)
- (3) 国へ提出(予定)する実績報告書及び添付書類の写し(該当がある場合)
- (4) その他知事が必要と認める書類

(補助金の確定及び交付)

第14条 知事は、前条の規定による報告を受けた場合において、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、補助事業者に書面により通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、奈良県魅力ある観光地づくり推進補助金請求書(第5号様式)を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定に基づく請求を受けたときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第15条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 第7条第2項の規定により知事が付けた条件に違反したとき。

(2) 第9条の規定に違反したとき。

(3) 第11条の規定による知事の指示に従わなかったとき又は検査を拒み、忌避し、もしくは妨げたとき。

(4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(5) 補助金の交付を受けた者が、その使用についてこの要綱に違反したとき。

(6) 補助事業者が第18条に定める処分制限期間において処分を制限された取得財産等の処分を行ったとき。

(補助金の返還)

第16条 知事は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業者に対し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。この場合において、同条第6号の規定に該当する補助金の返還額については、補助金交付決定後の経過年数により別表1のとおりとする。

(財産の管理等)

第17条 補助事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)を、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、効果的に運用しなければならない。

(取得の処分の制限)

第18条 規則第20条第3号の知事が定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機器及び器具とする。

2 規則第20条ただし書の規定により知事が定める期間(以下「処分制限期間」という。)は、5年間とする。

3 補助事業者は、処分制限期間において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ奈良県魅力ある観光地づくり推進補助金財産処分承認申請書(第6号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助金の経理等)

第19条 補助事業者は、補助金にかかる経理についての収支の事実を明確にした証拠書

類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月2日から施行する。

別表 1

補助金交付決定後の経過年数	返還すべき補助金の額
1年未満	補助金交付額の全額（100%）
1年以上2年未満	補助金交付額の80%
2年以上3年未満	補助金交付額の60%
3年以上4年未満	補助金交付額の40%
4年以上5年未満	補助金交付額の20%

別表 2 - 1

誘客促進（プロモーション）・販売促進（キャンペーン）などの取り組み

補助対象経費	<p>誘客促進（プロモーション）、販売促進（キャンペーン）等にかかる経費</p> <p>1. 広告・宣伝にかかる経費</p> <p>(1) TV、新聞、雑誌等のメディアを活用した広告経費</p> <p>(2) WEB、SNS を活用した広告経費</p> <p>(3) ファムトリップなどのインフルエンサー、メディア招請経費</p> <p>(4) 宿泊予約サイトや交通事業者等の民間事業者と連携したキャンペーンの実施経費</p> <p>(5) 現地旅行エージェントを活用したプロモーション経費</p> <p>(6) PR や誘客のためのイベント開催経費</p> <p>2. プロモーション資材作成にかかる経費</p> <p>(1) プロモーション画像、動画の作成経費</p> <p>(2) パンフレット、ポスター、WEB 作成経費</p> <p>3. 商談会等イベント出展にかかる経費</p> <p>出展ブースの設置費用、事業のための旅費</p> <p>4. その他誘客促進、販売促進に必要と認められる経費</p>
補助上限額	400万円
事業実施期間	交付決定の日から令和3年2月28日まで

別表 2 - 2

通訳ガイドの育成

補助対象経費	<p>1. 地域の通訳ガイドを育成するための研修等にかかる経費</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 講師謝金及び旅費 (2) 会場使用料 (3) 資料印刷代 (4) 研修委託料 (5) 募集にかかる宣伝等の広告経費 <p>2. 通訳ガイドの活用・スキルアップのための経費</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 通訳ガイドを紹介するパンフレットやホームページの作成経費 (2) 実践を積むためのモニターツアー等にかかる経費 (3) フォローアップ研修にかかる経費 <p>3. その他通訳ガイドを育成するために必要と認められる経費</p>
補助上限額	400万円
事業実施期間	交付決定の日から令和3年2月28日まで

別表 2 - 3

観光産業人材の育成

補助対象経費	<p>1. 地域の観光産業人材を育成するための研修等にかかる経費</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 講師謝金及び旅費 (2) 会場使用料 (3) 資料印刷代 (4) 研修委託料 (5) 募集にかかる宣伝等の広告経費 <p>2. 観光産業人材の活用・スキルアップのための経費</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 観光産業人材を紹介するパンフレットやホームページ等の作成経費 (2) 実践を積むためのモニターツアー等にかかる経費 (3) フォローアップ研修にかかる経費 <p>3. その他観光産業人材を育成するために必要と認められる経費</p>
補助上限額	400万円
事業実施期間	交付決定の日から令和3年2月28日まで

別表 2 - 4

地域の特徴を活かした有料体験メニューなどの企画・造成

補助対象経費	<p>1. 体験メニュー・アクティビティの企画・造成にかかる経費</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 専門家謝金及び旅費 (2) 会場使用料 (3) 資料印刷代 (4) 企画・造成にかかる委託料 <p>2. 企画・造成した体験メニューやアクティビティを活用するための経費</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 体験メニュー・アクティビティを紹介するパンフレットやホームページ等の作成経費 (2) 実践を積むためのモニターツアー等にかかる経費 (3) 体験メニューを実施する事業者の募集等にかかる経費 <p>3. アクティビティ環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) アクティビティ環境の整備にかかる経費 (2) 体験メニュー・アクティビティに必要な備品の購入 <p>4. その他体験メニューなどを企画・造成するために必要と認められる経費</p>
補助上限額	400万円
事業実施期間	交付決定の日から令和3年2月28日まで

別表 2 - 5

地元食材を活用したメニュー、土産物の開発

補助対象経費	<p>1. 地元食材を活用したメニュー、土産物の開発にかかる経費</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 専門家謝金及び旅費 (2) 会場使用料 (3) 資料印刷代 (4) 企画・造成にかかる委託料 <p>2. 開発したメニューや土産物を活用するための経費</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) メニューや土産物を紹介するパンフレットやホームページ等の作成経費 (2) 評価を得るための試食やモニター等にかかる経費 (3) 開発したメニューや土産物を販売する事業者の募集等にかかる経費 <p>3. その他メニュー、土産物を開発するために必要と認められる経費</p>
補助上限額	400万円
事業実施期間	交付決定の日から令和3年2月28日まで

別表 2 - 6

観光拠点情報・交流施設の機能強化

補助要件	地域の観光拠点に関する情報を旅行者に対して提供する場であること
補助対象経費	<p>観光拠点情報・交流施設の機能強化のために要する経費</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 先進機能の整備 <ol style="list-style-type: none"> (1) VR 機器 (2) デジタルサイネージ (3) 多言語案内・翻訳用タブレット端末 (4) 多言語案内・翻訳システム機器 (5) 多言語音声ガイド (6) AI チャット Bot 2. 館内における無料公衆無線 LAN 環境の整備 3. 多言語での情報発信に関わる整備・改良 <ol style="list-style-type: none"> (1) 案内標識 (2) 掲示物 (3) ホームページ (4) コンテンツ作成 (5) 案内放送 4. 施設の整備・改良 <ol style="list-style-type: none"> (1) 施設の新築を含む整備・改良に係る設計・施工 (2) 洋式トイレの整備及び清潔等機能向上等 5. その他機能強化に必要と認められるもの
補助上限額	1,200万円
事業実施期間	交付決定の日から令和3年3月31日まで

別表 2 - 7

観光案内所の機能強化

補助要件	日本政府観光局（JNTO）により、カテゴリー I 以上に認定されている 又は認定の見込みがある施設であること
補助対象経費	<p>観光案内所の機能強化のために要する経費</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 先進機能の整備 <ol style="list-style-type: none"> (1) VR 機器 (2) デジタルサイネージ (3) 多言語案内・翻訳用タブレット端末 (4) 多言語案内・翻訳システム機器 (5) 多言語音声ガイド (6) AI チャット Bot 2. 館内における無料公衆無線 LAN 環境の整備 3. 多言語での情報発信に関わる整備・改良 <ol style="list-style-type: none"> (1) 案内標識 (2) 掲示物 (3) ホームページ (4) コンテンツ作成 (5) 案内放送 4. 施設の整備・改良 <ol style="list-style-type: none"> (1) 施設の新築を含む整備・改良に係る設計・施工 (2) 洋式トイレの整備及び清潔等機能向上等 5. 免税対応端末の整備 6. 地域におけるコト消費促進のための環境整備 7. スタッフ研修（人件費を除く） <ol style="list-style-type: none"> (1) 多言語研修 (2) 接客研修 (3) 視察研修 (4) 災害対応訓練研修 8. その他機能強化に必要と認められるもの
補助上限額	1,200 万円
事業実施期間	交付決定の日から令和 3 年 3 月 31 日

別表 2 - 8

公衆トイレの整備及び機能強化

補助要件	旅行者が現に多く利用している、もしくは今後多く利用することが想定され、広く無料で開放しているトイレであること
補助対象経費	<p>公衆トイレの整備及び機能強化のために要する経費</p> <p>1. 基本整備</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 和式便器の洋式化 (2) 洋式便器の増設 (3) 洋式便器の交換（温水洗浄便座を設置するものに限る。） (4) 洋式便器の新設（建替、増築、新築時） (5) 清潔機能向上整備（光触媒タイルの活用等） <p>2. 追加整備</p> <p>基本整備項目を実施した場合に限り、以下の整備を補助対象とする</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 温水洗浄便座、暖房便座 (2) ハンドドライヤー (3) 洗面器（自動水栓化等） (4) 化粧鏡 (5) 小便器（自動水栓化等） (6) LED照明 (7) 室内空調（換気・冷暖房）設備 (8) 外装工事 (9) 窓 (10) 入口ドア (11) 案内標識（多言語又はピクトサイン等により、トイレであることを示す標識やトイレの場所まで誘導することを目的に設置する看板等） (12) 案内表示（トイレ施設内のピクトサインや使用方法を説明する多言語表示の設置等） (13) 多様な身体状況や家族構成に対応するための設備 (14) 掃除流し (15) その他機能強化に必要と認められるもの
補助上限額	1, 200万円
事業実施期間	交付決定の日から令和3年3月31日まで

別表 2 - 9

無料公衆無線 LAN 環境の整備

補助要件	旅行者への通信環境の提供を目的とする、無料公衆無線 LAN の整備であり、補助対象事業が広告により収益が見込まれる場合、原則として収益が当該補助対象事業の維持・管理費程度であること
補助対象経費	<p>1. 無料公衆無線 LAN の整備における設備等の購入・設置</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 公衆無線 LAN 機器（セキュリティ対策に係るソフトウェアを含む） (2) 鉄塔 (3) 受電設備 (4) 送受信機 (5) ケーブル (6) 収容板、収容箱、取付用金具、ケーブル用配管、ケーブル用ラック等 (7) 公衆無線 LAN 機器等の設定調整費 (8) 認証システム（既存システムの設定調整費含む） (9) 蓄電池 (10) 詳細な電波調査・設計費及び現場調査・設計費（図面製作、完成図書作成費） (11) 一般管理費 <p>2. その他無料公衆無線 LAN 環境の整備に必要と認められる経費</p>
補助上限額	400万円
事業実施期間	交付決定の日から令和3年3月31日まで

別表 2 - 1 0

「手ぶら観光」の整備及び機能強化

補助要件	国土交通省が手ぶら観光共通ロゴマーク掲出の認定をした、又は認定する見込みがあること
補助対象経費	<p>「手ぶら観光」の整備及び機能強化のために要する経費</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 先進機能の整備 <ol style="list-style-type: none"> (1) デジタルサイネージ (2) 多言語案内・翻訳用タブレット端末 (3) 多言語案内・翻訳システム機器 2. 無料公衆無線LAN環境の整備 3. 先進的な決済環境の整備 4. 多言語での情報発信に関わる整備・改良 <ol style="list-style-type: none"> (1) 案内標識 (2) 掲示物 (3) ホームページ (4) コンテンツ作成 (5) 案内放送 5. 「手ぶら観光」カウンターの整備・機能強化（人件費を除く） 6. その他機能強化に必要と認められるもの
補助上限額	400万円
事業実施期間	交付決定の日から令和3年3月31日まで

別表 2 - 1 1

多言語観光案内標識の整備

補助要件	観光スポット内、観光スポット周辺又は観光スポットまでのアクセス経路上における旅行者への多言語での観光情報の提供を目的とする掲示物等の整備であり、補助対象事業が広告により収益が見込まれる場合、原則として収益が当該補助対象事業の維持・管理費程度であること
補助対象経費	<p>1. 多言語観光案内標識に関わる整備・改良に要する経費</p> <p>(1) 案内看板</p> <p>(2) 掲示物</p> <p>(3) デジタルサイネージ</p> <p>(4) その他多言語観光案内標識の整備に必要と認められるもの</p>
補助上限額	400万円
事業実施期間	交付決定の日から令和3年3月31日

別表 2 - 1 2

地域における多言語対応、先進的な決済環境整備

補助要件	観光スポット内、観光スポット周辺又は観光スポットまでのアクセス経路上に位置しており、旅行者が安心して快適に滞在、ショッピング、交流・体験を楽しめる環境整備を図るため整備される多言語対応及び先進的な決済環境の整備であること
補助対象経費	<p>1. 多言語対応の整備のために要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 多言語案内・翻訳用システム機器 (2) 多言語案内・翻訳用タブレット端末 (3) 店内表示及びメニューの多言語化対応（ピクトグラムや提供コンテンツ整備を含む） (4) 多言語化対応ホームページの作成 (5) 多言語化対応パンフレットの作成 (6) 無線 LAN 環境の整備（多言語対応の利用のために整備するものに限る。） <p>2. 先進的な決済環境の整備のために要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) キャッシュレス決済環境の整備 (2) 免税対応環境の整備 (3) LAN 環境の整備（先進的な決済環境の利用のために整備するものに限る。） <p>3. その他多言語対応・先進的な決済環境の整備に必要と認められるもの</p>
補助上限額	400万円
事業実施期間	交付決定の日から令和3年3月31日まで

別表 2 - 1 3

観光スポット等でのバリアフリー化促進

補助要件	観光スポット内、観光スポット周辺又は観光スポットまでのアクセス経路上に位置しており、旅行者が通常利用する施設および経路における整備であること
補助対象経費	<p>1. 観光スポット等でのバリアフリー化促進のために要する経費</p> <p>(1) 段差の解消のためのスロープ等の設置にかかる経費</p> <p>(2) 階段昇降機、エレベーター等の設置にかかる経費</p> <p>(3) 誘導用ブロックの設置にかかる経費</p> <p>(4) その他観光スポットのバリアフリー化促進に必要と認められる経費</p>
補助上限額	1,200万円
事業実施期間	交付決定の日から令和3年3月31日まで